

# 長久手市 緑の基本計画

都市と自然、人と人が交わる緑の都市・長久手

【概要版】



2020（令和2）年3月

長久手市



## 緑の基本計画とは

計画の目標年次 2028(令和10)年度

「長久手市緑の基本計画（以下、緑の基本計画）」とは、都市緑地法第4条に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

「長久手市緑の基本計画」を策定してから10年が経過し、その間に市制施行、市街化の進展、人口の増加など本市を取り巻く様々な状況が大きく変化しています。そのため、長久手市として、前回計画の評価・見直しを行いつつ、新たな緑の創出や緑の保全に関する総合的かつ長期的な指針づくりとして、「緑の基本計画」の改定を行いました。



## 計画の基本理念

緑の基本計画の基本理念として下記の5つを定めます。

- 緑の役割をふまえた緑の保全・活用と緑の創出
- 人口増加をふまえた潤いのある市街地の形成
- 本市の特徴である豊かな自然環境の保全・活用
- 都市と自然が交わり、人と人が交わる環境づくり
- 市民を主体とした緑の保全と緑化の推進



## 緑の将来像 「都市と自然、人と人が交わる緑の都市・長久手」

基本理念を実現するため、本市の緑の将来像を以下のように定めます。

本市が目指す緑の将来像は、市街地に緑を創出し、農作物を生産し季節を伝えてくれる農地、身近な自然を提供し多様な生物が生息する丘陵地の豊かな緑の保全・活用をベースとして、緑の軸と緑の拠点の効率的な形成により、市民の誇りとなる緑と市内外からの来訪者をもてなす緑を備えた魅力的な緑の都市とします。

### ■緑の軸

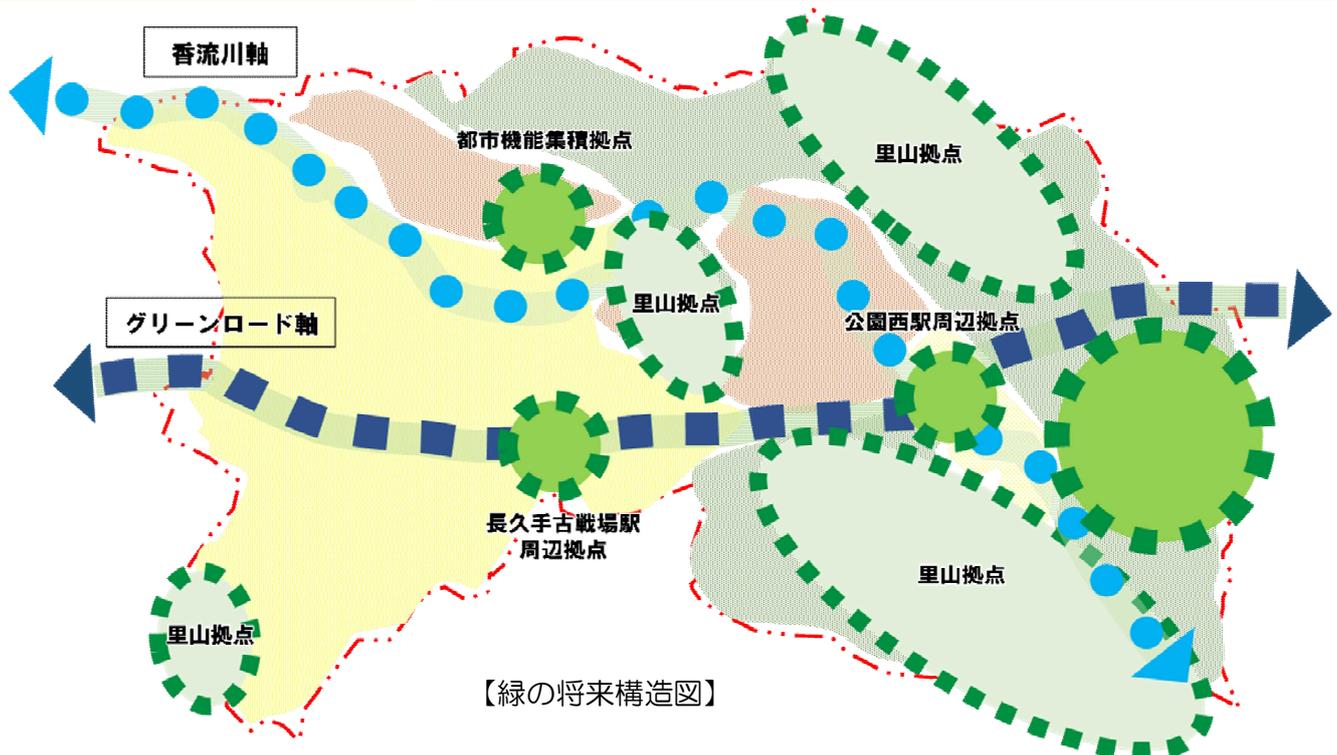
緑の都市構造を明確にするために香流川軸とグリーンロード軸を緑の軸として設定します。

- ● ● ● ● 香流川軸
- ■ ■ ■ ■ グリーンロード軸

### ■緑の拠点

大規模公園や一体的な整備で緑が充実したエリア、緑の充実や計画的な保全・活用が必要なエリアを緑の拠点として設定します。

- 愛・地球博記念公園（モリコロパーク）拠点
- 長久手古戦場駅周辺拠点
- 公園西駅周辺拠点
- 都市機能集積拠点
- 里山拠点





## 緑の基本方針

本市の自然環境の保全・活用と緑の創出は、主として西部市街地の緑化推進と、東部田園・丘陵地の緑の保全が基本となります。また、市民が主体となった緑のまちづくりを目指しているため、これらを支える仕組みづくりの充実も重要と考え、以下の3つの基本方針を定めます。

### ■基本方針1：良好な緑をまもります

西部の市街地においては、既存の緑の積極的な維持・管理に取り組むとともに、緑の質を高めることを目指します。

豊かな自然環境を形成している東部においては、田園・丘陵地の保全・活用を図ります。特に、緑の拠点として位置づける里山エリアは積極的に保全・活用を図り、その中の生態系保護エリアを中心に生物多様性を維持する湿地などの環境を保全します。

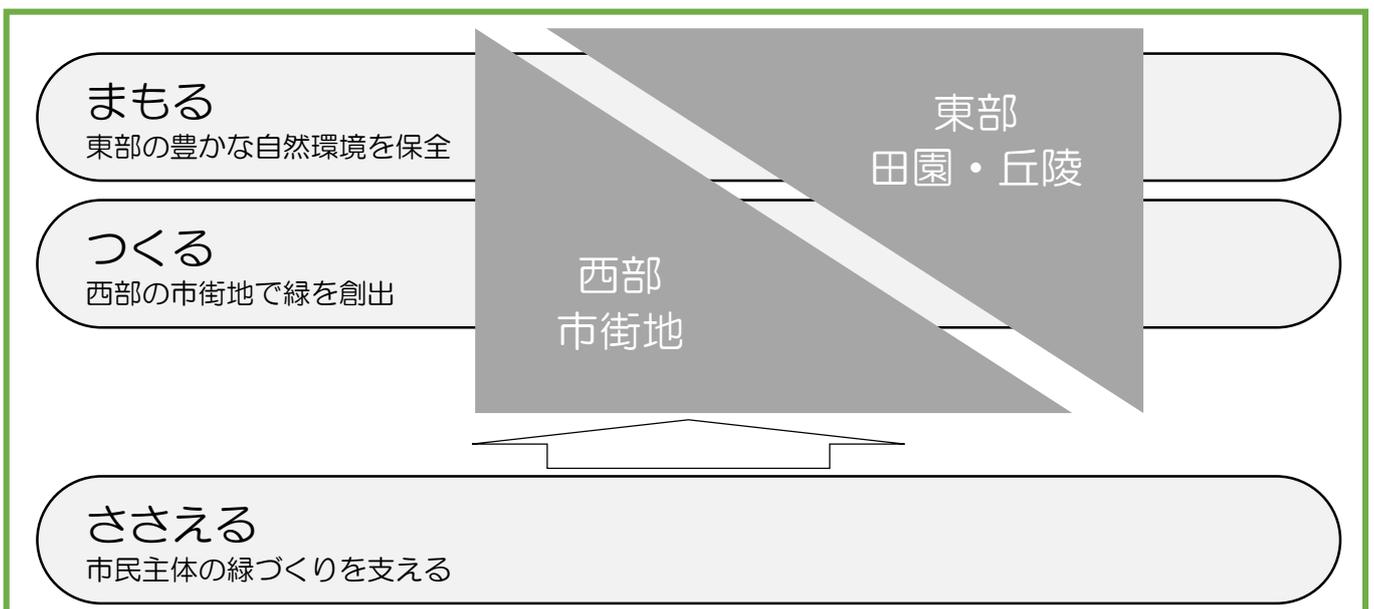
### ■基本方針2：新たな緑をつくります

市民が誇れる緑や市内外からの来訪者をもてなす緑の充実を目指し、緑の都市構造を明確にする緑の軸と緑の拠点の形成を行います。また、緑の軸と緑の拠点を結びつけ、更に主要施設を結ぶイメージで、緑道などによる緑のネットワークの形成を図ります。

西部の市街地においては、潤いのある市街地の形成を目指した新たな緑の創出が必要となっており、公共施設や民間施設の緑化の充実・拡大、宅地の緑化促進などを進めます。

### ■基本方針3：緑のまちづくりをささえます

本市は市民が主体となる緑のまちづくりを目指しているため、市民、学生及び企業との協働が強く求められています。そのため、広報・ホームページ・SNSなどのツールを有効に活用し、緑に関する様々な情報を積極的に発信します。また、緑に関するイベントや学習会を実施し、楽しみながら理解を深める場を提供します。





# 計画を実現するための施策の推進

## 1. 良好な緑をまもる施策の推進

〔主に西部の市街地を対象とした施策〕

### 施策① 都市公園・緑地の適正な維持・管理

主に土地区画整理事業によって整備された都市公園・緑地は老朽化が進んでいる施設があるため、適正な維持・管理を行います。その際、市民と行政が積極的に市民活動や地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

### 施策② 街路樹の適正な維持・管理

市民の関心が高い街路樹の適正な維持・管理を行います。その際、積極的に市民等の参画拡大を目指します。

### 施策③ 社寺林等の保全

地域の文化・歴史資源である社寺の樹林地等は、土地所有者及び管理者と協議の上、市街地の貴重な緑のアクセントや地域活動の場として保全を図ります。

### 施策④ 生産緑地地区の維持・保全

市街地に潤いを与え、身近な緑となっている生産緑地地区を維持します。

〔主に東部の田園・丘陵地を対象とした施策〕

### 施策⑤ 東部の田園・丘陵地の保全・活用

東部丘陵地の樹林地は、様々な取り組みによって積極的に保全・活用を図ります。

### 施策⑥ 生物多様性の確保

多様な生物などの育成環境を守るために二ノ池湿地群での保全活動に取り組み、生物多様性の維持を図ります。

### 施策⑦ 河川やため池など貴重な水資源に関わる自然環境の保全

都市に潤いを与える河川やため池などの水資源は、市民にとっても生物の生息地としても重要であるため積極的に保全します。

### 施策⑧ 都市を彩る農地の保全

農地は、都市を彩る緑として保全します。



施策の展開イメージ

## 2. 新たな緑をつくる施策の推進

### 施策① 緑の軸の形成

本市の「緑の将来像」の実現を目指し、緑の軸の効率的な整備を推進します。

### 施策② 緑の拠点の形成

緑の軸と同様に、市民や来訪者が集う緑の拠点の効率的な緑化を推進します。

### 施策③ 緑のネットワークの形成

美しい都市景観を創出するだけでなく、市民や来訪者などの安全・快適な移動ルートを提供する緑のネットワークの形成を図ります。

〔主に西部の市街地を対象とした施策〕

### 施策④ 潤いのある市街地の形成

新たな緑の創出が求められている市街地において、緑あふれる潤いのあるまちづくりを目指して様々な取り組みを行います。

### 施策⑤ 河川の緑化推進と親水性の向上

市街地に季節の変化と潤いを与えてくれる河川については、水質保全や管理の充実だけでなく、市民が身近に親しめる河川づくりを行います。



## 3. 緑のまちづくりをささえる施策の推進

### 施策① 緑に関する情報の発信

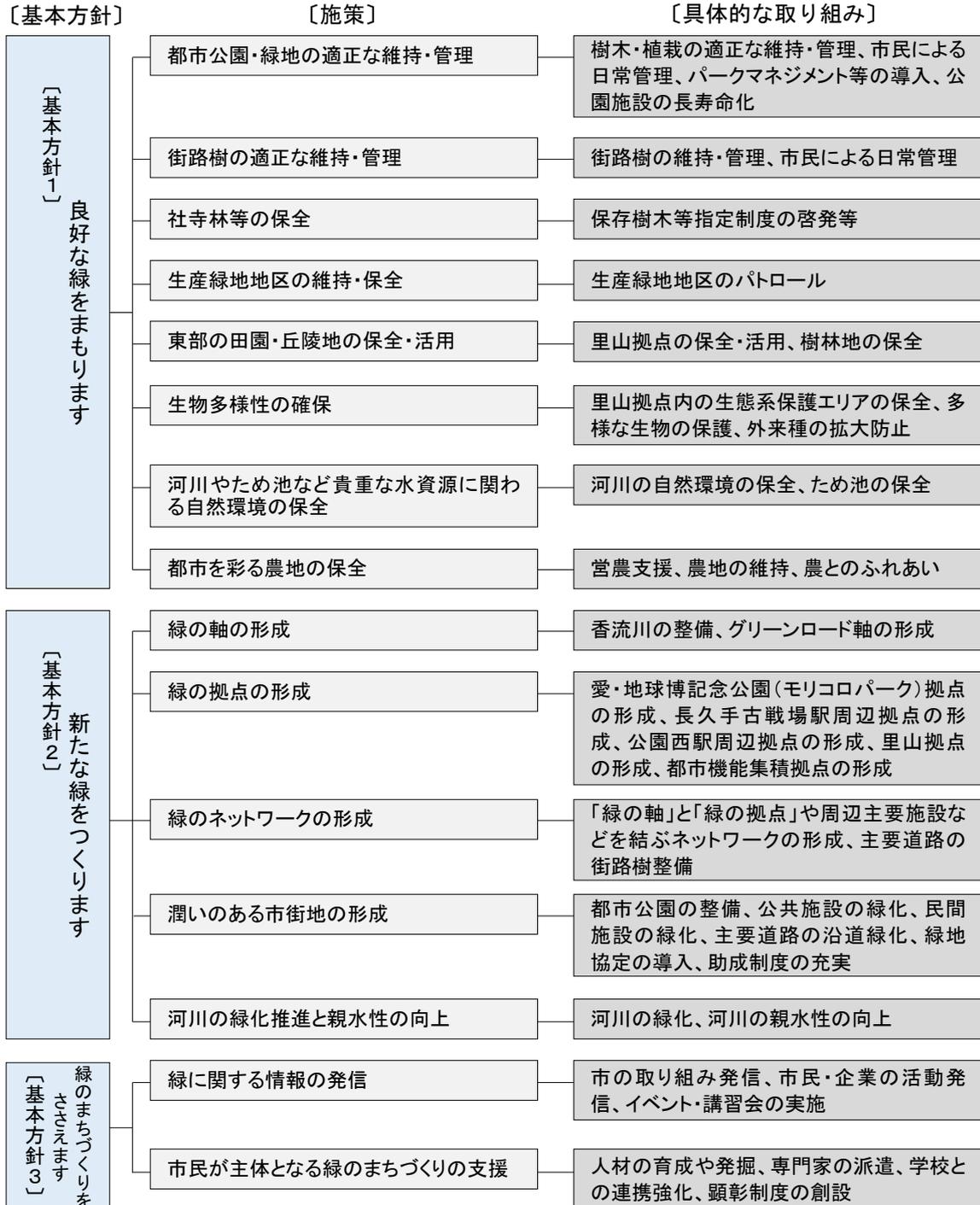
市民が主体となる緑のまちづくりを目指し、広報・ホームページ・SNSなどのツールを有効活用した情報発信を行います。また、イベントなどの実施により緑に関わる機会を提供します。

### 施策② 市民が主体となる緑のまちづくりの支援

市民が主体となる緑のまちづくりの実現にあたっては、市民、学生及び企業等と行政との協働が不可欠です。協働実現のため、市民、学生及び企業等に対する行政のバックアップの充実に図ります。また、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりも推進します。

## 【施策体系図】

緑の将来像	<b>「都市と自然、人と人が交わる緑の都市・長久手」</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緑の役割をふまえた緑の保全・活用と緑の創出</li> <li>● 人口増加をふまえた潤いのある市街地の形成</li> <li>● 本市の特徴である豊かな自然環境の保全・活用</li> <li>● 都市と自然が交わり、人と人が交わる環境づくり</li> <li>● 市民を主体とした緑の保全と緑化の推進</li> </ul>
基本理念	



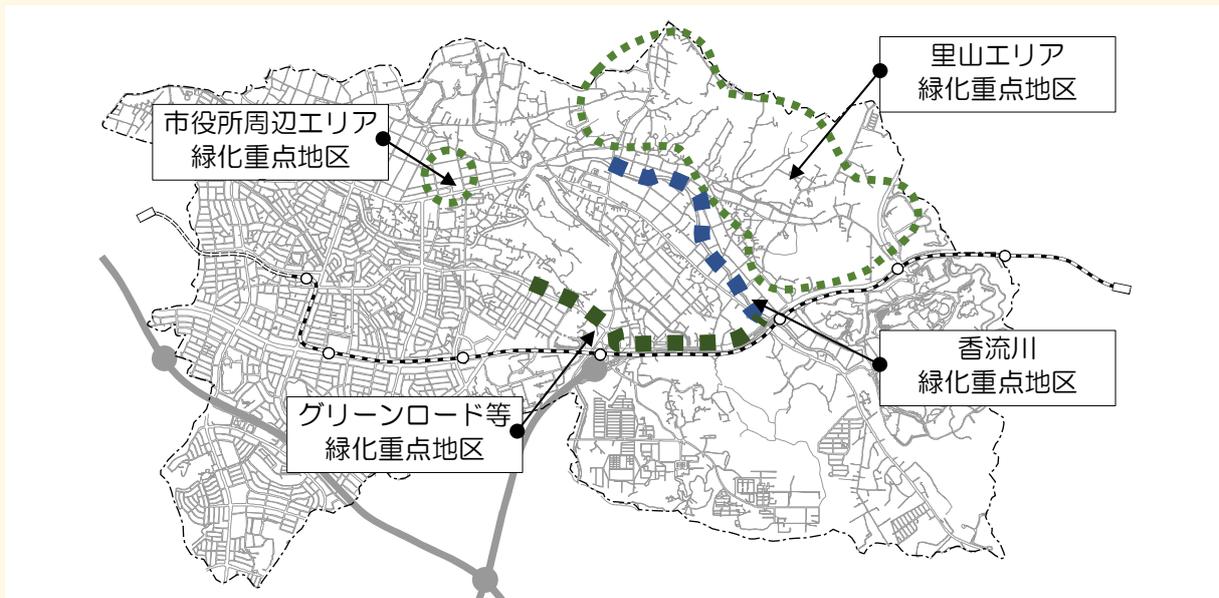


## 緑化重点地区

緑化重点地区とは、都市緑地法に基づいて緑の基本計画に定めることができ、緑化地域以外の地域であって重点的に緑化の推進に配慮を加える地区です。

本市においても、「都市と自然、人と人が交わる緑の都市・長久手」の実現を目指すため、様々な緑の施策の中から実現性や効果を勘案して、以下のように緑化重点地区を定めます。

緑化重点地区	主な整備内容
●香流川緑化重点地区（香流川の一部）	散策路整備、植栽整備、近自然工法による護岸改修
●グリーンロード等緑化重点地区（グリーンロードの一部及び長久手ICから長湫中池交差点までの県道）	街路樹の再整備、木陰を創出する高木の再整備、あえて歩いてみたくなるような環境整備
●市役所周辺エリア緑化重点地区（都市機能集積拠点）	都市機能集積拠点の整備に併せ、周辺の自然環境との調和や歴史的資源の眺望に配慮した景観の保全、敷地内緑化、自然環境の質的充実の促進
●里山エリア緑化重点地区（岩廻間・北浦地区、松杣・東山地区、福井・茨ヶ廻間地区）	東山地区の里山における市民協働プロジェクト等の展開、社寺林及び周辺の樹林地の保全

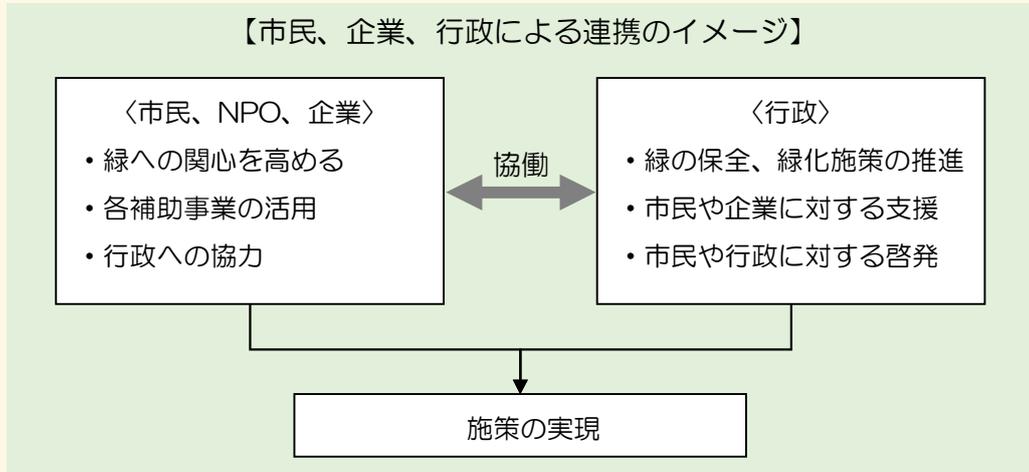




## 計画の推進にあたって

### 1. 計画の推進体制

多くの施策は行政だけでは実現することは難しく、市民や企業の理解と協力、役割分担による協働が不可欠となっています。



### 2. 都市緑化基金の活用

これまで都市施設の維持・管理に運用してきた長久手市都市緑化基金を、本計画を実現するための施策の推進に運用することを検討し、中でも、緑化重点地区における各事業並びに緑化推進に係る市民活動団体の支援に運用します。

### 3. 計画の進捗管理

#### ●PDCA サイクルによる進捗管理

PLAN（計画：施策の設定）・DO（実行：施策の実施）・CHECK（評価：施策の実施状況等の評価）・ACT（改善：施策や目標の見直し）を繰り返す PDCA サイクルによる進捗管理を行います。

#### ●「長久手市みどりの推進会議」における進捗管理

市長の諮問機関である「長久手市みどりの推進会議」にて、計画の中間年次である 2024（令和 6）年に進捗状況を報告し点検・評価します。

#### ●関係課による進捗管理及び情報提供

関係課による会議等において、適宜、各施策の進捗管理及び情報共有を行います。

2020(令和2)年3月

■発行：長久手市

■編集：長久手市役所建設部みどりの推進課

〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

TEL/(0561)63-1111(代) FAX/(0561)63-2100 E-mail/midori@nagakute.aichi.jp